

平成 28 年 4 月 8 日

トプコン 健康保険組合

『おたふく風邪・水疱瘡 予防接種』補助金について

トプコン健康保険組合では、疾病予防の一環として、被保険者及び被扶養者の皆さまに『おたふく風邪・水疱瘡』の接種費用補助を実施します。

記

1. 接種方法及び補助申請方法

- ① 健保ホームページ申請書一覧から『トプコン健康保険組合専用予防接種領収書』を印刷する。
- ② 『トプコン健康保険組合専用予防接種領収書』を医療機関に持参し、記入の了承を得る。
- ③ 接種を受ける。
- ④ 接種金額を払う。
- ⑤ 医療機関記入欄に記入があるトプコン健康保険組合専用の領収書を受け取る。
- ⑥ 健保ホームページ申請書一覧から『予防接種補助金申請書』を印刷する。
- ⑦ 『予防接種補助金申請書』に必要事項を記入し、『トプコン健康保険組合専用予防接種領収書』と一緒にトプコン健康保険組合へ提出する。
- ⑧ 申請を受付した翌月 25 日に現金で支払いする。（地方勤務の方は振込になります。）

2. 申請者 トプコン健康保険組合被保険者
3. 補助対象者 接種日に当組合の被保険者・被扶養者（年齢制限なし）
4. 接種期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 2 月 28 日
5. 申請締切日 平成 29 年 3 月 6 日（必着）
6. 補助額 支払額の 30%を補助
7. その他 日本国内での接種のみ対象となります。

不明な点はトプコン健康保険組合までお問合せ下さい。

（内線 591 電話 03-3966-1244）

以上